

12月補正予算の主な内容について

令和4年第4回花巻市議会定例会により議決された令和4年度補正予算（9号補正、10号補正）の主な事業についてお知らせいたします。

農業者に対する支援

▶乳用子牛等出荷緊急支援事業（9号補正 担当：農政課：23-1400）

市では、ウクライナ情勢や円安により輸入配合飼料価格が高騰し、肥育農家が肥育素牛（もとうし）として乳用子牛等の購入を控える中、酪農家の経営に重要な役割を果たしている副産物の乳用子牛等の初生牛の市場価格が全国的に急激に落ち込んでいることから、市内の畜産経営体が飼養する乳用牛が出産した乳用子牛等を初生牛市場へ出荷するまでに要した経費への支援を実施します。

【事業実施主体】 市内酪農家 19戸

【補助内容】 市内の畜産経営体が飼養する乳用牛が出産した乳用子牛等を初生牛市場へ出荷するまでに要した経費の一部を支援する。

【補助金額】 1頭当たり6,300円（乳用子牛等1頭当たりの生産出荷経費相当額の1/3）

【申請方法】 市内酪農家が市に申請書類を提出

▶水田作付転換支援事業（9号補正 担当：農政課：23-1400）

市では、生産資材の高騰に伴い影響を受ける市内の農業経営体に対し、次期作への生産意欲の減退を防ぐとともに、主食用米の需給調整による水田活用を推進するため、令和5年産の作付に向けた主食用米から飼料用米等へ作付転換（拡大）した際に必要な資材費への支援を実施します。

【事業実施主体】 花巻市農業推進協議会

【補助対象者】 市内の認定方針作成者に参画し、主食用米から飼料用米等へ作付転換（拡大）に取り組む農業経営体

【対象作物】 飼料用米
加工用米
稲WCS（稲ホールクロップサイレージ）
子実用とうもろこし
土地利用型野菜（えだまめ、キャベツ、たまねぎ、ねぎ、加工用トマト）
市の重点振興作物（アスパラガス、ピーマン、りんどう）

【対象面積】 対象作物の前年産からの増加面積
令和4年産と比較し、令和5年産主食用米の作付面積が減少しており、対象作物の作付面積が増加した場合

【補助金額】 10アール当たり5,000円（花巻市農業推進協議会を通じて農業経営体に交付）

【申請方法】 ①各農業経営体は、花巻市農業推進協議会に対して申請書等を提出
②花巻市農業推進協議会は、各農業経営体から提出のあった内容を取りまとめ、市に申請
※各農業経営体は、市に直接申請をする必要はありません。

▶原油価格高騰対策緊急支援事業（10号補正 地域福祉課：41-3572）

市では、原油価格の高騰の影響による低所得世帯の冬期間の経済的負担の軽減を図るため、県の2分の1補助を受けて令和4年度住民税非課税世帯への支援を行うとともに、市独自に令和4年度住民税均等割のみ課税されている世帯を対象に加え1世帯あたり6千円の灯油購入支援を行います。（10号補正）

【対象世帯】 次のいずれかの世帯

- ①価格高騰緊急支援給付金の給付対象世帯（令和4年度住民税非課税世帯）
：県補助対象（約10,000世帯）
- ②低所得者等物価高騰対策緊急支援事業の給付対象世帯（令和4年度住民税均等割のみ課税されている世帯）
：市独自（約2,200世帯）

【給付金額】 1世帯当たり6,000円（①②共通）

【申請等】 申請期限：令和5年2月28日（火）まで
申請方法

- （1）対象世帯のうち、国が行っている「価格高騰緊急支援給付金」又は、市が独自に行っている「低所得者等物価高騰対策緊急支援給付金」の支給を受けた世帯
：申請不要
該当する世帯には支給決定通知を郵送の上、上記給付金を振り込んだ指定口座に振り込みます。（振込口座を変更する場合は別途届出が必要となります）
- （2）対象世帯のうち、上記給付金の申請等を令和5年1月31日までに提出しなかった世帯
：申請が必要
申請書に必要な書類を添付し地域福祉課に郵送又は持参で申請してください。
申請書類を審査後、支給決定通知を郵送します。

〈参考〉

○価格高騰緊急支援給付金給付事業（国事業、8号補正）：地域福祉課

- 【対象世帯】 ①住民税非課税世帯（約8,900世帯）
令和4年9月30日現在で花巻市に住民登録があり、かつ世帯全員の令和4年度分住民税（均等割）が非課税である世帯
- ②家計急変世帯
住民税非課税世帯以外の世帯のうち、予期せず※令和4年1月から令和4年12月までの収入が減少し、同一世帯員全員が「住民税非課税相当」の収入と認められる世帯

【給付金額】 1世帯当たり5万円

【申請等】 申請期間：令和5年1月31日まで

- 申請方法：①住民税非課税世帯
市が送付（12月2日送付）した「確認書」の記載内容を確認し、氏名等の必要事項を記入のうえ返信用封筒で返送
- ②家計急変世帯
「申請書」に減少した令和4年1月から令和4年12月までの任意の1か月の収入が確認できる書類（給与明細書、売上台帳、年金振込通知等）を添付し市窓口にて申請（申請書は市窓口、市ホームページ等に配置・掲載）

○低所得者等物価高騰対策緊急支援事業（8号補正）：地域福祉課

国が行う「価格高騰緊急支援給付金給付事業」の対象とならない住民税課税世帯のうち、住民税が均等割のみ課税である者及び非課税である者で構成されている世帯に対し、市独自に給付金を給付。

- 【対象世帯】 令和4年11月1日現在で花巻市に住民登録があり、令和4年度住民税均等割のみ課税者及び非課税者で構成されている世帯（約2,200世帯）

【給付金額】 1世帯当たり 1万円

【申請等】 申請期限：令和4年12月5日から令和5年1月31日まで

申請方法：必要事項を記入、必要書類添付の上、地域福祉課に郵送又は持参で提出

▶出産・子育て応援交付金交付事業（10号補正 健康づくり課：41-3609内線330）

市では、市民が安心して出産・子育てができる環境を整えるため、国の事業実施に対応し、妊娠期から出産・子育てまでの伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する「出産・子育て応援交付金交付事業」を令和5年1月から実施いたします。（10号補正）

- 【対象】 ①令和4年度中に妊娠届出をされた妊婦
②令和4年4月1日以降に出生したこどもの養育者

【支援内容】 妊娠期から出産・子育てまでの「伴走型相談支援」と「経済的支援」を実施

- ▶伴走型相談支援：妊娠届出時、妊娠8か月前後、乳児家庭全戸訪問時にアンケート及び面談を実施し、相談に応じて必要な支援等につなぐ
- ▶経済的支援：①妊娠届出時の面談実施後、妊婦一人あたり現金5万円を給付
②乳児家庭全戸訪問（面談）実施後、こども一人あたり現金5万円を給付

【令和4年度の実施見込み者数】

- ①の対象者（1月中旬時点の見込み者数 340名）
（1）事業開始（1月）前に届出済の方：個別に通知のうえ、申請に応じて5万円を給付（240名）
（2）事業開始後に届出された方：面談実施後、申請に応じて5万円を給付（100名）
- ②の対象者（1月中旬時点の見込み者数 400名）
（1）事業開始前に出生した子供の養育者：個別通知の上、申請に応じて10万円を一括給付（340名）
（2）事業開始後に出生した子供の養育者：乳児家庭全戸訪問後、申請に応じて5万円を給付（20名）

〈参考 国の動き〉

【経緯】

- ▶政府は、令和4年10月28日の閣議において、「物価高克服・経済的再生実現のための総合経済対策」を決定。
・「支援が手薄な0歳から2歳の低年齢期に焦点を当てて、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図ること
・地方自治体の相違工夫により、妊娠・出産時の関連用品の購入費助成や産前・産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施する事業を創設し継続的に実施すること
- ▶このことを踏まえ、閣議決定された令和4年度補正予算（第2号）案において、「出産・子育て応援交付金」の予算を計上。第210回臨時国会において、12月2日に令和4年度第二次補正予算が成立（1,267億円）

【国の施策内容】

- ・実施主体：市区町村
- ・対象者等：令和4年4月1日以降に出生したこどもの養育者、令和4年度中に妊娠届出をされた妊婦
- ・支援内容：妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援
●伴走型相談支援⇒妊娠届出時、妊娠8か月前後、出生届け出から乳児家庭全戸訪問までの間に面談を実施（妊娠8か月の面談はアンケートにより希望者のみ面談）
●経済的支援 ⇒妊娠届出時の面談実施後、出産応援ギフト5万円相当（現金も可）を給付
出生届出～乳児家庭全戸訪問までの間の面談実施後、子育て応援ギフト5万円相当（現金も可）を給付
- ・補助率：国 2/3、都道府県 1/6、市区町村 1/6